

阪神なんば線淀川橋梁改築工事に伴う

淀川左岸堤防道路 高さ制限実施のお知らせ

阪神なんば線淀川橋梁改築工事の進捗に伴い、淀川左岸堤防道路上に新設の鉄道橋梁及び防護柵を架設予定です。橋梁の架設工事中及び完了後において、**左岸堤防道路（此花区第467号線）の高さ制限**が発生することになります。ご迷惑をおかけいたしますが、関係者への周知をよろしくお願いいたします。



- ※現地にお知らせ看板を設置いたします
- ※雨天等で日程が変わる可能性があります
- ※工事に伴う通行規制（通行止め等）は現地にお知らせ看板を設置いたします

住所：大阪府大阪市此花区伝法3丁目14付近
 （阪神なんば線と此花区第467号線との交差部分）



〈問い合わせ〉

事業主体：国土交通省 淀川河川事務所

発注者：阪神電気鉄道株式会社 淀川工事事務所

06-6472-1370

施工者：鹿島・前田・西松特定建設工事共同企業体

06-4300-5239